

共同実施だより

平成 27 年度 第 4 号 平成 28 年 2 月 吉日
第 1 支部学校事務共同実施 担当: 末広中学校区

池に氷が張る寒波がきましたが、梅の花は満開を迎え、桜前線のニュースが届くようになりました。草、木にとっては春の訪れを感じる季節になったようです。

27年度も残り僅かとなりました。年度末年度初めにかけて手続きが変更してきたことがいくつかあります。文書等で確認し、次年度へしっかりバトンを渡しましょう。

マイナンバーに関するお知らせ 2

～今後の手続きについて～

1 職員に関すること

短期間での「個人番号届」の作成、提出につきましてご協力ありがとうございました。さて、今後の事務処理については次のようなことがあります。

(1) 税法上の扶養者が出産や結婚より増えた場合や所得増により減った場合等に申し出て「扶養控除等（異動）申告書」を変更する際、同時に「個人番号届」も提出します。

(2) 財形貯蓄の非課税扱いの財形年金・財形住宅の手続きに「個人番号」の記載が必要です。

(3) 雇用保険取得・喪失に関する手続き（臨時的任用教職員等）

事務取扱担当者が利用目的を書面で説明しますので、ご理解の上「届」に個人番号を記入し提出してください。

(4) 市費非常勤職員の申請について

相手方登録申請書と本人確認できる書類が必要です。

※本人確認できる書類とは下記①～③のいずれかの書類となります。

①「個人番号カード」

②「通知カード」と「運転免許証等」

③「個人番号が記載された住民票の写し」と「運転免許証等」

(5) 扶養控除等（異動）申告書の個人番号の記入について

① 県費教職員（臨時職員、非常勤講師を含む）

個人番号は記載しない。

② 市費職員（非常勤を含む）

個人番号を記載する。

* 書類により、個人番号欄があっても記入が不要なものがあります。書類に記入する場合や提出する証明書等、必ず事務職員に確認をお願いします。

* 職員異動の場合は、異動先校長宛に「個人番号届」を引き継ぎます。

2 児童・生徒に関すること

戸籍住民課が発行する「転出証明書」の取扱いは次のとおりです。（『27 静教教学事第 1634 号』）

- (1) 転出証明書は、原則、写し（コピー）はとらない。（転出の確認のみに使用）
- (2) 写し（コピー）をとる必要が生じた場合は、個人番号（マイナンバー）に付箋をす
るなどし、完全に見えなくした上で行う。

平成27年度 定期監査・検査・指導訪問より

平成27年度実施された定期監査や検査等で指摘や指導された主な内容は次のようなこと
とでした。各校でもう一度自校の実態を見直しておきましょう。

1 定期監査より

(1) 事故報告書の提出について

学校管理下において児童生徒がけがをして病院を受診した場合、事故発生から7日
以内に教育委員会（学校教育課）に報告しなければなりません。

※27年度途中から専用のクリアケースに入れることになりました。ある場所を確
認しておきましょう。

(2) 薬品の管理状況は管理簿で定期的に確認する必要があります。

保健室 年に4回、理科室 年に2回 です。

(3) 個人情報の文書を発送する時には、複数の職員で確認をします。

特に FAX 送信には注意が必要です。

(4) 施設の安全対策の措置（転倒防止、突起箇所等）が取られているか、複数の目で確認 して下さい。

(例) サッカーゴールの固定、使用時の砂袋等使用による転倒防止等

* その他、細かな整備内容は学校事務支援室からでている「静岡市立学校における危
機管理等状況確認シート」で確認しておきましょう。

2 物品実地調査より

- (1) 備品台帳と現物が一致していない。
- (2) 備品ラベルが貼られていない。
- (3) 備品ラベルに備品番号が記載されていない。
等の指摘を受けました。

備品整理の時にはこの点に注意して実施をお願いします。



3 静岡市 ICT 委員会 学校訪問

USBメモリーはもちろんですが、デジタルカメラ、ビデオ、MacBook も中にデー
タを残さず必ず消去して返却しましょう。特に年度末、転出する先生方の使用パソコン
には注意して下さい。

◇平成27年分確定申告のお知らせ◇

平成27年分確定申告が以下の会場・期日で行われています。
必要な方は各自お願いします。

- 1 場所 ツインメッセ静岡・南館1階 大展示場
- 2 期日 平成28年2月10日（水）～3月15日（火）9:00～17:00
※土日祝は開催しないが2/21（日）・28（日）は開催されます。
- 3 該当者 27年マイホームを住宅ローンを利用して取得された方、多額の医療費
を支出された方、多額の寄付をされた方、被扶養者に変動のあった方 等
（詳しくは税務署ホームページ等参照にしてください）